

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 5 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23330016

研究課題名(和文) 近世及び近代の日本における「領域」・「国境」概念に関する統合的研究

研究課題名(英文) The Concept of "Territory" and "Boundary" in Pre-modern and Modern Japan

## 研究代表者

柳原 正治 (Yanagihara, Masaharu)

九州大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：60143731

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 14,100,000円

研究成果の概要(和文)：(i)日魯通交条約、(ii)蝦夷地の編入、(iii)樺太の3つの課題については、日露間樺太島仮規則と日露樺太雑居条約を近代国際法上の正規の条約ととらえることには、いろいろな点で疑問があること、(iv)琉球処分については、1850年代の琉球王国の条約についての、日本政府の説明ぶりは歴史を十分に反映していないことが指摘された。(v)島嶼の無主地先占と(vi)竹島については、竹島が、日本政府の見解によれば、島嶼先占の事例とはみなされていないことが改めて問題とされた。全課題を通じて重要な「固有領土」論については、北方領土の例と竹島の例で、力点の置かれ方に相違がみられることが、明らかにされた。

研究成果の概要(英文)：It should be more carefully investigated whether the 1867 and 1873 treaties concluded by the Tokugawa Government with Russia concerning the status of Saghalien and the treaties concluded by the Kingdom of Ryukyu with the United States, France and the Netherlands in the 1850s can be considered as "treaty" under modern international law. It is also the target of discussion whether the opinion of the current Government of Japan concerning the terra nullius theory about Takeshima is sustainable, in particular compared with several cases of the application of that theory to neighboring islands such as Ogasawara, Senkaku etc. And one of the most theoretically serious issue is the "idea of inherent territory of Japan". There seems to be a slight difference in the practical meaning of this idea between the Kuril Islands and Takeshima.

研究分野：国際法

キーワード：国家領域 国境 版図 琉球処分 無主地 竹島 樺太・蝦夷

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 主権概念、近代国家概念、近代法概念、勢力均衡論を基礎とする諸国家体系の考えなどを前提とする「国際法」は、近代ヨーロッパに固有の観念である。近代ヨーロッパ国際法は、15世紀末ぐらいからヨーロッパにおいて徐々に形成されていき、ようやく19世紀初頭になって完成をみた。国家主権が排他的に及び、国境によって画定される「国家領域」という観念、また、「領域権原」の取得という形で一定地域の国家領域への帰属が最終決定されるという理論構成もまた、そのときまでには確立していた。

(2) 日本が幕末期以降近代ヨーロッパ国際法を受容していく以前にも、「国家」としての「日本国」が存在したことは間違いない。しかしながら、それは、近代ヨーロッパ国際法上の「国家主権」、「領域」、「国境」などの概念がそのままの形では適用されない、独自のものであった。

従来江戸時代は「鎖国」の時代であり(寛永16〔1639〕年から安政元〔1854〕年まで)「外国」とはいっさい関係を持たなかったと理解されてきた。しかしながら、近年では、対外世界から完全に閉ざされていたわけではないのであり、とくに東アジア世界との交流をも視野に入れるべきであるとする考え方が一般的となってきている。とくにここ30年間ぐらいの、歴史研究者たちによる近世・近代日本の対外関係史研究の進展には目覚ましいものがある。これらの、歴史学における最新の研究成果は、国際法や国際法史の研究者たちにならざるも広く知られているわけではない。

## 2. 研究の目的

幕末期から明治初期にかけて、日本が近代ヨーロッパ国際法を受容していく過程において、近代ヨーロッパ的な「領域」観念をどのように理解し、どのようにして日本の国家領域を構成していったのか、そして、近隣諸国との間の「国境」がどのようにして画定されていったのか、つまり、近世日本「国家」が、どのようにして「近代的領域国家」へと再編成されていったのかの全体像を示すことが本研究の主要な目的である。

## 3. 研究の方法

(1) 本研究に本格的に取り組むための前提としてまず、近世日本において「領域」や「境界」がどのようなものとして理解されていたかを探求することが必要となる。その際の一つのポイントが「版図」と「化外の地」の区別であった。「版図」が、「疆域」などといった中国や朝鮮の伝統的な「領域」観と同一なのか、あるいは異なっているのか、という点がなによりもまず検討すべき課題である。2つ目の検討課題は、「幕府撰日本図」である。そして、3つ目の課題は、近世日本の「対外」関係である。

(2) その後、幕末期から明治初期の、日本の「領域」確定・「国境」画定がどのようなかたちで行われたかを本格的に検討した。具体的な検討課題としては、(i)日魯通交条約、(ii)蝦夷地の編入、(iii)樺太、(iv)琉球処分、(v)島嶼の無主地先占(小笠原諸島、尖閣諸島など)、(vi)竹島、の6件である。

(3) (i)日魯通交条約、(ii)蝦夷地の編入、(iii)樺太の3つの課題は、ロシアとの関係でどのように「国境」が画定されたのかという点が最も重要なポイントである。

(4) 幕末期以降、琉球の地位をどのようにとらえるかは、西洋諸国との関係のなかでも、はなはだ大きな課題として日本側が対応を求められた。江戸時代におけるような、江戸幕府による「幕藩制支配」と清朝による「冊封朝貢体制」の並存ということでは対処しきれなくなったのである。それは、琉球王国の「両属」を近代ヨーロッパ国際法の観点からはどのように理解できるかという論点も含むものであった。

(5) 日本は、近隣の島嶼について、無主地先占の法理を積極的に活用していった。小笠原諸島(明治9〔1876〕年10月)、硫黄島(明治24〔1891〕年9月)、久米赤島・久場島・魚釣島〔尖閣諸島〕(明治28〔1895〕年1月)、南鳥島(明治31〔1898〕年7月)、沖大東島(明治33〔1900〕年9月)そして中鳥島(明治41〔1908〕年8月)の6つの事例を挙げることができる。もっとも、中鳥島は実在しないことがその後確認された。これらの事例のなかで領有については、当時関係国民との間で争いがあったのは、南鳥島のみである。

(6) 以上のような、日本の「領域」確定・「国境」画定は、とくに中国・朝鮮(韓国)などの近隣諸国との緊張関係の下に、行われたものであることは、重ねて言うまでもないことである。日本側からの視点だけでなく、中国・朝鮮(韓国)からの視点がこの上なく重要である。中華人民共和国・清華大学チーム(代表者・Lu Xiaojie 教授)、香港・香港大学チーム(代表者・Anthony Carty 教授)、そして大韓民国・翰林大学校翰林科学院チーム(代表者・Kim Yongkoo 教授)の3チームと日本の研究チームの、合わせて4チームでの合同研究会を随時開催することにより、より幅広い観点からの研究を推し進めることにした。

## 4. 研究成果

(1) 近世日本の対外関係のあり方、「版図」概念についての検討にあたって重要な史料となるのが、江戸時代の儒学者伊藤東涯が享保14(1729)年に出版した『秉燭譚』である。そのなかで展開される「版図」と「化外の地」の区別が、「疆域」などといった中国や朝鮮の伝統的な「領域」観と同一なのか、あるいは異なっているのかについては、これらの概念はかならずしも日中韓で完全に一致するものではないことが判明し、今後なお、

それぞれの一次史料に当たりながら綿密に確認していく作業が必要であることが確認された。

2 つ目の検討課題の「幕府撰日本図」については、幕府撰日本図に描かれていることでただちに日本の「版図」とみなされると短絡的にとらえることはできないことが改めて確認された。

3 つ目の課題の、近世日本の「対外」関係については、「4 つの口」、「異国」と「異域」、「通商の国」と「通信の国」概念についての検討を行った。そのなかで、「4 つの口」の考えは、近藤重蔵の「松前蝦夷地処置並二異国境取締二付建言書草案」(寛政9[1797]年作成と推定される)のなかですで見られることが指摘された。蝦夷地および琉球については、なお、「異域」なのか、「異国」なのか、さらには「通信の国」なのかについて、精査していく必要も指摘された。

(2) 具体的な検討課題 6 つのうち、(i) 日魯通交条約、(ii) 蝦夷地の編入、(iii) 樺太の3つの課題については、とりわけ、日露通交条約の後の、慶応3(1867)年2月25日の日露間樺太島仮規則、さらには、明治6(1873)年9月6日の日露樺太雑居条約を、近代国際法上の、正規の条約ととらえることには、いろいろな点で疑問があることが指摘された。

もう一つの問題は、国内法の場合とは異なり、持ち分を定めない、国際法上の「共同領有」が、そもそもどのような法的意味をもつのかという点である。それは、特別の共同機関が統治するとか、支配範囲を区分して各当事国が統治するとか、一方の当事国が統治を委任されるとか、という形態ではなく、両国民および土民(先住民)が「雑居」するなかで、両国それぞれの機関が統治するという形態のコンドミニウムであった。

(3) (iv) 琉球処分については、1854年の琉米条約、1855年の琉仏条約、そして1859年の琉蘭条約をどのように扱うかが理論的にも実践的にも大きな問題として浮上することになった。これらの条約についての、現在の日本政府の説明ぶりはけっして歴史を十分に反映したものではないことが指摘された。2015年2月から3月にかけての、「琉球王国の歴史的事実と認識に関する質問主意書」と「琉球王国の歴史的事実と認識に関する再質問主意書」に対する政府の回答は、こうしたツールのなかでの説明という制約があることは十分に理解できるとしても、けっして満足のいく説明がなされていない。

これらの条約については、琉米条約については批准が確認されているものの、琉仏条約と琉蘭条約についてはかならずしも明確ではない。また、これらの条約が「植民地条約」と位置づけられるのかという点の検討を通じて、当時の琉球王国の国際法上の地位の特有性を明らかにできることも確認された。

(4) (v) 島嶼の無主地先占(小笠原諸島、

尖閣諸島など)と(vi) 竹島無主地先占については、竹島が、現在の日本政府の見解によれば、こうした島嶼先占の事例とはみなされていないことが改めて問題とされた。こうした無主地先占の例としての島嶼先占と竹島の扱いとの違いがどのように生まれているのかを探っていくことは、明治政府の無主地先占理論のとらえ方、ひいては、領域観の検討をももたらすことになることが確認された。(5) 全課題を通じてとくに論点として重要とみて研究を進めたのが、「固有領土」論であった。日本政府が北方領土のみならず、最近では竹島や尖閣諸島についても主張している理論である。また、近年、韓国や中華人民共和国も、それぞれ独島、釣魚島について主張するようになってきている。この理論については、「我が国民が父祖伝来の地として受け継いできたもので、いまだかつて一度も外国の領土となったことがない」ことを主張するものととらえるか(北方領土の例)、「韓国側からは、我が国が竹島を実効的に支配し、領有権を確立した以前に、韓国が同島を実効的に支配していたことを示す明確な根拠は提示されて」おらず、「遅くとも江戸時代初期にあたる17世紀半ばには、竹島の領有権を確立したことを主張するものととらえるか(竹島の例)」という点で、力点の置かれ方に相違がみられることが、明らかにされた。

ただ、この理論が、日本が19世紀中葉に近代国際法を受容し、その領域論に従って領域を確定する以前に「領有権」が確立していたと主張するものであるとすれば、近代ヨーロッパ国際法上の「領域主権」、「国境」などの諸概念を、他の時代、他の地域にストレートに持ち込んでいいのかということがただちに問題となることもまた、指摘された。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 16件)

1. Masaharu Yanagihara, Significance of the History of the Law of Nations in Europe and East Asia, *Recueil des cours*, 査読無、tome 371、2015、273-435
2. 明石欽司、ジャン＝ボダンの主権理論の国際法文献における受容過程の素描 - 主権理論確立過程検証のための準備作業として、法学研究(慶応義塾大学) 査読無、88巻1号、2015、1-27
3. 柳原正治、近代日本と国際裁判 - 「裁判嫌い」は神話なのか、国際法外交雑誌、査読有、113巻3号、2014、1-24
4. 明石欽司、「一八世紀」及び「一九世紀」における国際法観念 - 「勢力均衡」を題材として(1)-(3・完)、法学研究(慶応義塾大学) 査読無、87巻6,7,8号、2014、1-33,1-35,1-37
5. Masaharu Yanagihara, Introduction: The Role of Prominent Jurists in Japan's

Engagement with International Law, 1853-1945, Japanese Yearbook of International Law, 査読有, Vol. 56, 2013, 1-3

6. Sanghee Han, Yukichi Fukuzawa (1835-1901): Revisiting Fukuzawa from a Comparative Perspective, Japanese Yearbook of International Law, 査読有, Vol. 56, 2013, 37-69

7. Masaharu Yanagihara, Mineitciro Adatci (1869-1934): His Idea of International Adjudication, Japanese Yearbook of International Law, 査読有, Vol. 56, 2013, 95-121

8. Kinji Akashi, Sakutarō Tachi: A Blend of Scholarship and Practitioner, and Its Fate in Japan, Japanese Yearbook of International Law, 査読有, Vol.56, 2013, 122-143

9. 柳原正治、疆域、版図、邦土、そして領域、国際問題、査読無、624, 2013, 1-4, [http://www2.jiia.or.jp/BOOK/backnumber\\_1.php](http://www2.jiia.or.jp/BOOK/backnumber_1.php)

10. 深町朋子、領土帰属判断における関連要素の考慮、国際問題、査読無、624, 2013, 35 - 43, [http://www2.jiia.or.jp/BOOK/backnumber\\_1.php](http://www2.jiia.or.jp/BOOK/backnumber_1.php)

11. 明石欽司、近代国家の形成と「国境」、国際問題、査読無、624, 2013, 44 - 55, [http://www2.jiia.or.jp/BOOK/backnumber\\_1.php](http://www2.jiia.or.jp/BOOK/backnumber_1.php)

12. Masaharu Yanagihara, The Reception of Modern European International Law in Japan: The Role of Employed Foreign Specialists (Oyatoi Gaikokujin), Soochow Law Journal, 査読無, Vol.8, No. 2, 2011 (published in July 2013), 173-196

13. Kinji Akashi, (Re-)Examination of “the Eurocentric Story of International Law” through the Japanese Experience, American Society of International Law (ed.), Proceedings of the 107th Annual Meeting, 査読無, 2013, 379-382

14. 明石欽司、立作太郎の国際法理論とその現実的意義—日本における国際法受容の一断面、法学研究(慶応義塾大学)、査読無、85巻2号, 2012, 1-34

15. 明石欽司、「国際法の完全性」その理論史と概念整理(1)-(4・完)、法学研究(慶応義塾大学)、査読無、84巻4,5,7,8号, 2011, 1-29, 81-108, 1-32, 1-33

16. 深町朋子、北極における領有・境界問題の展開—陸地と大陸棚を中心に、国際法外交雑誌、査読有、110巻3号, 2011, 27-48

〔学会発表〕(計 4件)

1. 柳原正治、「版図」、「化外の地」、そして「領域」、日台有識者セミナー「東シナ海における国際法を巡る論点」、九州大学西新プラザ

(福岡県福岡市)、2015年2月3日

2. 韓相熙、近代東アジアにおける国際法の「内的受容」と「外的受容」、第166回九州国際法学会、長崎大学文教キャンパス(長崎県長崎市)、2014年12月13日

3. 韓相熙、近代東亜是如何接受国際法的、第二届翻译史高层论坛、华东政法大学(中华人民共和国上海市)、2014年10月17日

4. 柳原正治、近代日本と国際裁判「裁判嫌い」の神話?、国際法学会、静岡コンベンションセンター(静岡県静岡市)、2013年10月13日

〔図書〕(計 6件)

1. 村瀬信也・秋葉剛男(柳原正治)、信山社、国際法の実践—小松一郎追悼、印刷中

2. 江藤淳一(柳原正治)、信山社、村瀬信也先生古稀記念 国際法学の諸相—到達点と展望、2015、47-64

3. B. Fassbender & A. Peters (Masaharu Yanagihara, Kinji Akashi), The Oxford Handbook of the History of International Law, Oxford University Press, 2012, 475-499, 724-743

4. 松田竹男ほか(柳原正治)、東信堂、現代国際法思想と構造—歴史、国家、機構、条約、人権、2012、45-73

5. Th. Marauhn & H. Steiger (Masaharu Yanagihara), Eleven International Publishing, Universality and Continuity in International Law, 2011, 447-469

6. 小寺彰・森川幸一・西村弓(柳原正治、深町朋子)、有斐閣、国際法判例百選(第二版)、2011、54 - 55、56-57

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

柳原 正治(YANAGIHARA Masaharu)

九州大学・大学院法学研究院・教授

研究者番号：60143731

(2)研究分担者

明石 欽司(AKASHI Kinji)

慶應義塾大学・法学部・教授

研究者番号：00288242

深町 朋子(FUKAMACHI Tomoko)

福岡女子大学・国際文理学部・准教授

研究者番号：30310014

韓 相熙(HAN Sanghee)

九州大学・大学院法学研究院・准教授

研究者番号：30380653

(3)連携研究者

( )

研究者番号：